

田河小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
〔いじめ防止対策推進法第2条〕

※いじめの判断は、事例の背景にある事情の調査を正確に行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

いじめ防止等のための基本的な考え方

誰もがいじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくするようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。



学校いじめ防止基本方針の策定及び公開

学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

学校いじめ防止基本方針の周知

学校は入学時、各年度始めには、児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校いじめ防止基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。

学校いじめ防止基本方針による取組の評価

学校は学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

1 いじめ対策委員会等、組織について

いじめ対策委員会

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

<役割>

- ◇いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇いじめに組織的に対応するための中核としての役割

<構成メンバー>

校長 教頭 教務主任 生活指導主任 学級担任（関係学年担任） 養護教諭
教育相談担当

※必要に応じて、PTA役員（会員）、学校支援会議委員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、民生委員等

2 P T A 及び関係機関等との連携について

家庭や P T A、地域の関係団体や関係機関等との連携のもと、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

< P T A との連携 >

- 児童が発する変化のサインに気づいたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- いじめ防止に関する情報を発信する。（学校だより、学校ホームページ等）
- いじめが起きたときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をしない。
- 子どもに関心を持ち、さびしさやストレスに気づくことができるように啓発する。
- 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること。
- 家族の子育てへの積極的な参加を啓発する。

< 関係機関等との連携 >

- 彦根市教育委員会学校教育課（45-1202）
- 長崎県教育センター教育相談室（0957-52-9241）
- 長崎こども・女性・障害者支援センター（095-844-6166）
- 彦根警察署生活安全課（47-0110）
- 長崎県子ども・若者総合相談センター〔ゆめおす〕（095-824-6325）

3 いじめの防止について

< 教職員の取組 > いじめを生まない学校づくり

- 校内指導体制の確立
 - ・ 校長中心に一致協力した指導体制の確立
- 教師の指導力の向上
 - ・ 道徳性を欠く言動に対するアンテナを敏感にし、機を逸することなく指導し、日常的に人権意識や道徳的な意識を高める。
 - ・ わかる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践（彦根市第五版）
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - ・ 「いじめは人間として決して許されるものでないこと」を教育週間や人権週間（人権集会）等で指導
 - ・ あいさつや言葉遣いの指導の徹底
- 道徳性を養う道徳教育の充実
 - ・ 生活場面で発揮される真の道徳性を育む道徳教育の充実（彦根市第五版）
- 子どもの自己肯定感の育成
 - ・ 日記や連絡帳等の活用（励ましのコメント等）
 - ・ 学級や学校内で自他の良さを認め合う場の活用
- 子どもの自己指導能力の育成
 - ・ 学級活動や児童会活動等でいじめ等に関する取組
- 学校として特に配慮が必要な児童
 - ・ 発達障害のある児童、帰国子女児童、外国人児童、性同一性障害等の児童、震災被災児童等について、日常的に適切な支援を行い、保護者と連携して周囲の児童に対して必要な指導を組織的に行う。
- 学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・ 年度初めに学校の基本方針や保護者の責任を明らかにし、理解を得る。（P T A 総会、学校ホームページ等）
- 学校いじめ防止基本方針による取組の評価
 - ・ いじめ問題への取組に関する評価項目を学校評価に位置づけ、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

< 児童の取組 >

- 自分たちの学校生活の向上と充実のために、校内の諸問題に話し合い解決を図る。
 - ・ 代表委員会（年2回の「なかよし集会」への取組）
 - ・ 児童会活動（児童会による朝のあいさつ運動）
 - ・ 委員会活動（児童相互の協力により役割分担を果たす）
 - ・ 縦割り掃除（異学年で掃除に取り組み、互いに教え合い助け合う心を育てる）

<保護者の取組>

- 子どもが悩みや相談を言いやすい親子関係づくりを心がける。
- 子どもの自立を促す家庭教育を行う。
- 良いこと・悪いことをきちんと教える。
- 命の大切さについて子どもに伝える。
- 親が子どもを愛していることを常に伝える。
- 子どもの良さを褒めてあげる。
- 嫌なことははっきり相手に伝えることの大切さを教える。
- 自制する心を育てる。

〔保護者の責務〕 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
(いじめ防止対策推進法第9条)

4 いじめの早期発見について

<教職員の取組>

- 教職員による観察や情報交換
 - ・いつでも教職員が情報共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）
 - ・毎月の生活指導委員会での情報提供と情報共有
- 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施
 - ・毎月、心の天気（アンケート）を実施
- 教育相談体制の整備
 - ・毎週木曜日の朝の教育相談（あのねタイム）の実施
- 情報の収集
 - ・日記や連絡帳
 - ・PTA（家庭）や地域団体との連携
- 相談機関等の周知
 - ・学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。

壱岐市教育委員会学校教育課（45-1202）
長崎県教育センター教育相談室（0957-52-9241）
長崎県子ども・若者総合相談センター〔ゆめおす〕（095-824-6325）
いじめ相談ホットライン（0570-078310）
こころの電話（095-847-7867）
子ども家庭110番（095-844-1117）
ヤングテレホン（0120-786-714）
親子ホットライン（0120-72-5311）
長崎いのちの電話（095-842-4343）
子どもの人権110番（0120-007-110）
24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
メール相談窓口（ドメイン kodomo-sos.net）

<児童の取組>

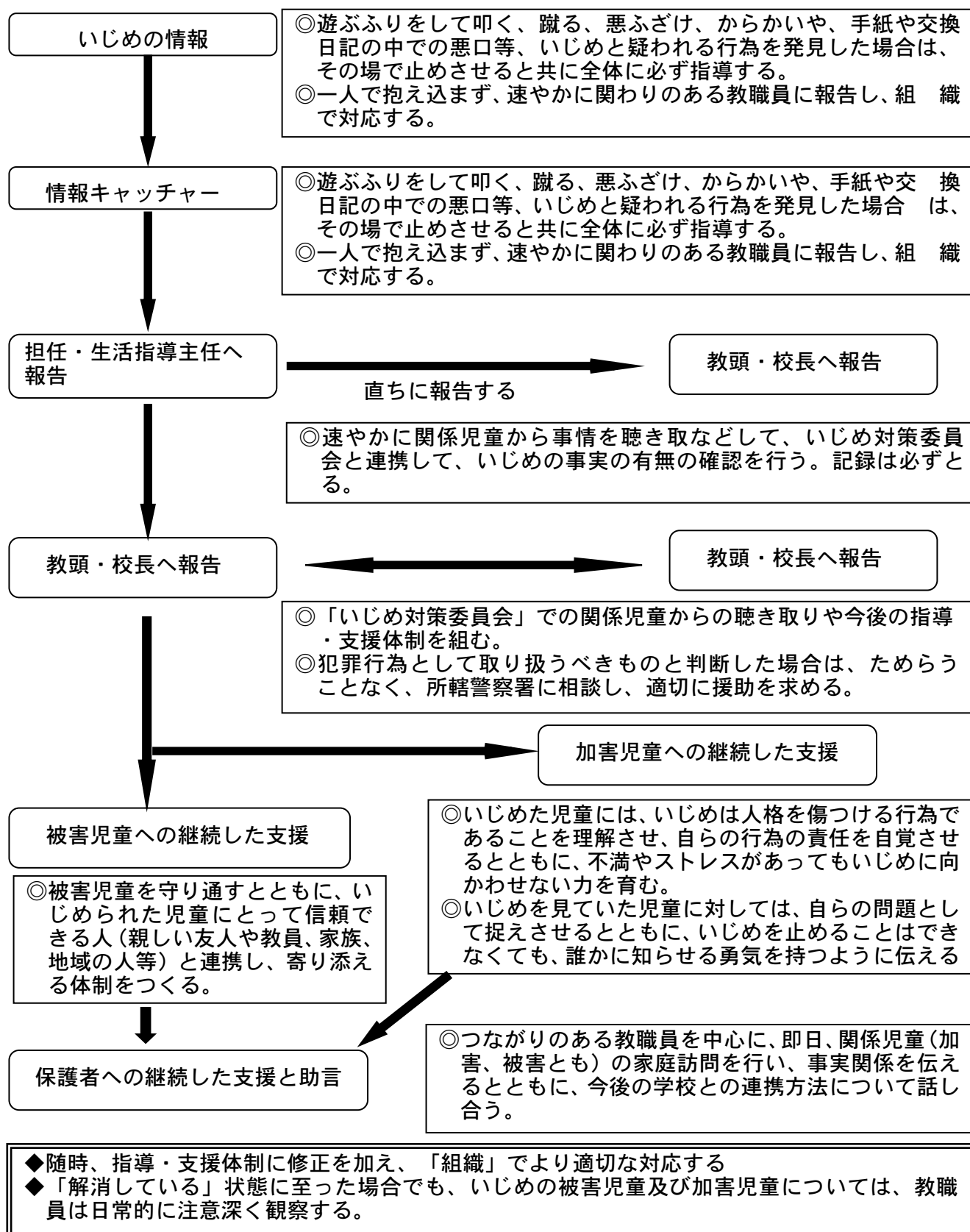
- いじめと感じるようなことがあったら、担任や親に相談する。
- 周りの友だちの様子で気になることがあったら声をかけたり、担任に相談する。
- 学級内にひとりぼっちの友だちがいないようお互いに声をかけあう。
- 友だちから相談されたら真剣に話を聞いてあげる。

<保護者の取組>

- 毎日、子どもと会話をする。学校や友だち等の様子を常に確認する。
- 子どもの表情、仕草、洋服等、持ち物等について毎日気を配り、異常がないか確認する。
- 子どものことで気になることがあったら、ためらわずに学校等に相談する。

5 いじめに対する措置について

(いじめが発生した場合の対応)



【いじめ解消の2つの要件】

- ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月以上を目安とする)
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと(被害児童とその保護者に面談等で確認)

【いじめのチェックリスト】

いじめられている子ども が発するサイン

- ①体や体調
- ②しぐさと態度
- ③友だちとの関係
- ④生活面

家庭でのチェック ポイント

- ①表 情
- ②服 装
- ③持ち物
- ④金 銭
- ⑤家庭学習
- ⑥態度やしぐさ
- ⑦体や体調
- ⑧友人関係

学校での生活場面での チェックポイント

- ①学級の雰囲気
- ②登校時や朝の会
- ③授業時間
- ④給食時間
- ⑤休み時間
- ⑥掃除や諸活動
- ⑦学級活動や班・係活動
- ⑧放課後

6 年間活動計画

月	活動計画	月	活動計画
4	○学年間の情報交換。指導記録引継ぎ。 ○学級開き・学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策説明と啓発 ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施	10	○子ども110番ウォークラリーを通した人間関係づくり ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施
5	○運動会を通した人間関係づくり ○児童支援委員会（特別支援教育） ○心の天気（アンケート）の実施	11	○学習発表会を通した人間関係づくり ○児童支援委員会（特別支援教育） ○心の天気（アンケート）の実施
6	○教育週間での命の大切さの学習 ○第1回なかよし集会開催 ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施	12	○第2回なかよし集会開催 ○人権週間取組（各学級で人権学習実施） ○学校評価によるいじめ対策点検 ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施
7	○学校評価によるいじめ対策点検 ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施	1	○冬休み明けの児童の変化の見とり ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施
8	○いじめ対策に関わる研修	2	○児童支援委員会（特別支援教育） ○心の天気（アンケート）の実施
9	○夏休み明けの児童の変化の見とり ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施	3	○次年度学年引継ぎ情報作成 ○幼保小中の情報連携のための連絡会 ○生活指導委員会（児童理解） ○心の天気（アンケート）の実施

あのねタイム（教育相談）の定期的実施

- ・毎週月曜日の業間（10：00～10：15）
- ・児童一人一人個別に担任と面談
- ・記録は週案等に残す